



# 広島県報

定期  
第 28 号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

規則	広島県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則	(都市総務室)	一
告示	漁業災害補償法の規定による加入区の変更	(漁業調整室)	一
	基本測量の実施	(土木総務室)	一
	基本測量の終了(三件)	(〃)	一
	公共測量の終了(二件)	(〃)	一
公告	広島県立せら泉民公園の供用開始の告示	(都市総務室)	二
		(県法規登載)	
公告	特定非営利活動法人の定款変更認証申請 開発行為に関する工事の完了	(文化・県民協働室)	三
	土地改良事業の施行の同意(市町村)	(建築指導室)	三
	土地改良事業計画変更の同意(市町村)	(呉地域事務所)	三
		(〃)	三
正誤	遊技機の型式の検定の告示		三
			三
	平成十八年四月三日付け広島県報(定期) 第二十五号中	(道路河川管理室)	四
	広島県告示第四百四十三号の訂正		四
	平成十八年四月三日付け広島県報(定期) 第二十五号中		四
	広島県告示第四百四十四号の訂正		四
	平成十八年四月三日付け広島県報(定期) 第二十五号中		四
	広島県告示第四百四十五号の訂正		四

平成十八年四月三日付け広島県報(定期) 第二十五号中	〃	四
広島県告示第四百四十六号の訂正	〃	四
平成十八年四月三日付け広島県報(定期) 第二十五号中	〃	四
広島県告示第四百四十七号の訂正	〃	四

### 公布された規則のあらまし

広島県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第四十六号)  
(都市総務室)

広島県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十号)の施行期日を平成十八年四月十四日とすることとした。

### 規則

広島県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年四月十三日

広島県規則第四十六号

広島県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十号)の施行期日は、平成十八年四月十四日とする。

広島県知事 藤田雄山

### 告示

広島県告示第四百七十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条第一項第二号口の規定によつて、平成元年広島県告示第九百五十四号で定めた加入区(区域及び区分)を次のとおり変更する。

平成十八年四月十三日

広島県知事 藤田雄山

変	更	前	変	更	後
区	区	区	区	区	区
域	分	域	分	分	分
阿多田島漁業協同組合の地区		阿多田島区域(阿多田島漁業協同組合の地区)		一 瀬戸内海機船船びき網業 二 総トン数一〇トン未満の漁船を使用して営む漁業	

広島県告示第四百七十一号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年四月十三日

広島県知事 藤田雄山

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで

三 作業地域

広島県内全域

広島県告示第四百七十二号

平成十七年広島県告示第五百七十九号の告示に係る基本測量が終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成十八年四月十三日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第四百七十三号

平成十七年広島県告示第八百一号の告示に係る基本測量が終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成十八年四月十三日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第四百七十四号

平成十七年広島県告示第九百四十五号の告示に係る基本測量が終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。  
平成十八年四月十三日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第四百七十五号

平成十八年広島県告示第二百八十五号の告示に係る公共測量が終了した旨、江田島市長から通知があった。  
平成十八年四月十三日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第四百七十六号

平成十八年広島県告示第三百七十四号の告示に係る公共測量が終了した旨、東広島市長から通知があった。  
平成十八年四月十三日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第四百七十七号

都市公園の供用を開始するに当たって、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二條の二の規定によって、次のとおり告示する。  
平成十八年四月十三日

広島県知事 藤田雄山

一 都市公園の名称、位置及び区域

1 名称

広島県立せら県民公園

2 位置

世羅郡世羅町大字黒淵

3 区域

次の図に示す区域

(「次の図」は省略し、その図面を広島県都市部都市事業局都市総務室及び広島県尾三地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。)

二 供用開始の期日

平成十八年四月十四日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年四月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人サンビアゆき	野地 正人	広島県広島市佐伯区湯来町大字和田三三番地	この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を営むことができるよう支援事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業の追加	平成一八年四月五日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年四月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
尾道市美ノ郷町三成字大寺四四二番一、四四四番一、四四五番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
尾道市美ノ郷町三成四四九番地  
山本 兼信

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十八年三月二十三日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。  
平成十八年四月十三日

事業主体 地区名 事業名  
江田島市 佐古 農業用道路整備事業

広島県呉地域事務所長 米 家 隆

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の計画変更を平成十八年三月三十一日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。  
平成十八年四月十三日

事業主体 地区名 事業名  
江田島市 八王寺 農業用道路整備事業

広島県呉地域事務所長 米 家 隆

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第27号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第一項の規定により告示する。  
平成18年4月13日

広島県公安委員会  
委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0023	告示の日(平成18年4月13日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CR(パン)ソリックス	株式会社イーエ電研 孝俊 代表取締役 武本 上野三(東京都台東区東上野二丁目12番9号)	左 同
6P0047	同上	同上	CR(パン)ソリックス	同上	左 同

6P0008	回	上	回	上	C R A ン コ ン ト ク X	回	上	併	回
SP1228	回	上	回	上	C R 大 陸 物 語 N T X	タ イ ー エ ー ツ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 佐 藤 英 理 子 ( 愛 知 県 石 岡 市 西 区 見 崎 町 1 2 5 番 地 )	併	回	
SP1306	回	上	回	上	C R T A 0 4		併	回	

正 誤

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号に登載の広島県告示第四百四十三号(道路の区域変更)の一部を次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
六	下	七 後ろから	土木建築部道路総室道路保全室	土木部土木整備局道路河川管理室

土木部土木整備局道路河川管理室長

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号に登載の広島県告示第四百四十四号(道路の区域変更)の一部を次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
七	上	四	土木建築部道路総室道路保全室	土木部土木整備局道路河川管理室

土木部土木整備局道路河川管理室長

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号に登載の広島県告示第四百四十五号(道路の区域変更)の一部を次のように訂正する。

土木部土木整備局道路河川管理室長

ページ	段	行	誤	正
七	上	四 後ろから	土木建築部道路総室道路保全室	土木部土木整備局道路河川管理室

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号に登載の広島県告示第四百四十六号(道路の供用開始)の一部を次のように訂正する。

土木部土木整備局道路河川管理室長

ページ	段	行	誤	正
七	下	四	土木建築部道路総室道路保全室	土木部土木整備局道路河川管理室

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号に登載の広島県告示第四百四十七号(道路の供用開始)の一部を次のように訂正する。

土木部土木整備局道路河川管理室長

ページ	段	行	誤	正
七	下	一	土木建築部道路総室道路保全室	土木部土木整備局道路河川管理室